

第3回 立川市通学路安全対策検討委員会（緑町地区）

日 時：平成 29 年 1 月 24 日（火） 18:30～19:45

場 所：立川市役所 202 会議室

出席者：

【委員】

- 那波委員（立川警察署） ■広瀬委員（立川市シルバー人材センター）
- 井土委員（第五小学校） ■佐藤副委員長（第十小学校）
- 能登委員（第五小学校 PTA） ■友野委員（第十小学校 PTA）
- 平出委員（市道路課） ■石塚委員（市道路課）
- 大塚委員（市交通対策課） ■阿部委員（市交通対策課）
- 田村委員長（市学務課） □松永委員（市学務課）

【事務局】

- 武村（市学務課）

【オブザーバー参加】

- 立川警察署 交通課 岸田交通規制係長
-

議事

1. 第2回会議（9月27日(火)の要旨確認
2. 道路管理者・警察などへの安全対策要望（進捗報告）
3. 通学路の見守り（案）
4. 通学路沿い事業所等への協力依頼（報告）
5. その他（黄色い帽子など）
6. 隣接校希望制度の受入停止校
7. 今後のスケジュール

議事要旨

1. 第2回会議の要旨確認

事務局より議事要旨を説明

2. 道路管理者・警察などへの安全対策要望（進捗報告）

便宜上、通学路上の交差点に番号をつけて説明

- ① 「IKEA 立川」西側
- ② 「自治大学前」
- ③ 「裁判所前」
- ④ 「多摩都市モノレール本社」角
- ⑤ 「立川拘置所 やすらぎガーデン」角

(1) 注意喚起の看板・電柱幕等設置（対自転車、対自動車）

（要望先：市道路課、※都道は東京都との協議も必要）

【設置箇所、文言等は今後詰めていく】

※議論の経過

事務局より、

- ・歩道に設置されている「自転車通行可」標識の「歩行者優先」への変更
- ・「歩行者優先」標識の新設

を要望事項として立川警察に伝えていたが、立川警察から、注意喚起の看板等を設置した方が効果的であり、望ましい旨の意見が出され、そちらの案を進めていくこととした（下記参照）。

【A 委員】

- ・「自転車通行可」「歩行者優先」は、「自転車も通れるけれど、歩行者に気をつけて」という意味
- ・道路の始点・起点には「自転車通行可」。間には「歩行者優先」標識が一般的
- ・「自転車通行可」「歩行者優先」標識は、かえって自転車が歩道を走る論拠にもなりうる。
- ・自転車には歩道を走ってほしくないのが、「歩行者優先」標識は「新設」よりも「撤去」の方向に進んでいるのが現状。警視庁規制課でも、「歩行者優先」標識の新設は行っていない。
- ・「自転車通行可」標識を間引くことは可能
- ・幅員が狭く、自転車の歩道通行が危険と思われる箇所については、注意喚起の看板を設置する方が良い。標識を見上げるより、目線の高さとなる注意喚起の立て看板などの方が視覚に訴えかけるので効果的。

【D 委員】

- ・看板等の文言は、通学路であることを前面に出してほしい。
- ・「車道から遠い部分を歩行者、車道に近い部分を自転車が通行」という線引きがなされれば、児童の登下校の安全を確保できる。最近、車が歩道に突っ込む事故も起きているので。

【事務局より議事録にて補足】

- ・看板等の設置箇所候補は、下記のとおり。今後詰めていく。
 - ・日赤血液センター北側
 - ・①「IKEA 立川」西側 ～ ②「自治大学前」
 - ・③「裁判所前」
 - ・④「多摩都市モノレール本社」角 ～ ⑤「立川拘置所 やすらぎガーデン」角
 - ・⑤「立川拘置所 やすらぎガーデン」角 ※交差点西側からの車への注意喚起

(2) 災害医療センター北側道路の明るさ確保 (要望先：市道路課)【実施済み】

- ・「夏場は樹木が茂り、街路灯が隠れてしまい、照度が下がりがち」「下校時には駐車車両も多く、子どもが車の陰に入ってしまうので、明るさ確保の必要あり」との指摘が前回までにあり
- ・歩道部分にはみ出した枝は定期的に切り落とされていることを報告
- ・路上駐車については、児童への安全啓発が必要。

(3) 災害医療センター北側 緊急車両出入口 注意を要する場所である旨周知【実施済み】

- ・赤くカラー舗装済なので、注意を要する旨のアナウンスはされている。
- ・児童への安全啓発が必要

(4) 幅員の広い歩道について、歩行者通行部分と自転車走行部分の塗り分け

(要望先：市道路課)【塗装は難しい】

【D 委員】

- ・①「IKEA 立川」西側 T 字交差点～②自治大学前交差点 など、幅員の広い歩道について、歩行者通行部分と自転車走行部分の塗り分けはできないか？歩道の真ん中を走る自転車により、歩行者の安全が脅かされている場面を時折見かける。

←回答【H 委員】

- ・現状でも薄く塗り分けは行われているが、判然としないのが実情。
- ・アスファルトであれば路面舗装も可能だが、この道路は四角いブロックを敷き詰めたような形式のため、仮に舗装しても目地から割れていってしまう。

(5) 信号横断可能時間の調整 (要望先：警察)【要確認】

【C 委員】

- ・多摩都市モノレール本社角交差点の信号について、「南北方向の児童横断可能時間が 35 秒、待ち時間が 65 秒」とのことだが、横断可能時間を長くすることはできないのか？この道路が渋滞しているのを余り見かけない。

←回答【A 委員】

- ・信号の横断時間は‘1 m 1 秒以上’で設計されている。
- ・「信号機を担当している、警視庁交通管制課に確認します」

(6) ミラーの設置 (要望先：市道路課)【設置は難しい】

【F 委員】

- ・多摩都市モノレール本社角交差点の南西角は、西側（市役所方向）から東（高松駅方面）へ相当なスピードで自転車が走っていて、下校時に南下してくる児童との接触が心配。ミラーをつけることは可能か？

←回答【H 委員】

- ・設置は難しい。ミラーは、見通しの悪い交差点に、車同士の安全のために設置するもので、歩行者や自転車のために設置するものではない。

(7) ガードパイプ(ガードレール)の強化 (要望先：市道路課)【実施済み】

【D 委員】

- ・立川拘置所やすらぎガーデン交差点に向かって西側から相当なスピードで進入してくる車がある。通学時間帯ではないものの、車同士の事故も発生したと聞いている。児童の安全確保のため、ガードパイプ（ガードレール）を強くできないか？

←回答【H 委員】

- ・この交差点に設置しているガードパイプは、横に 3 本パイプの通った‘防護用’で、既に強いタイプを採用している。
※通常のガードパイプは‘横断抑止用’

(8) 通学路防犯カメラの追加設置 (要望先：市学務課)【実施済み】【要確認】

【C 委員】

- ・立川拘置所やすらぎガーデン交差点を撮影するカメラが、十小通学路の防犯カメラとして 27 年 12 月に設置されたとのことだが、追加で設置できないか？新たに指定される通学路は人通りも少なく、カメラの追加設置が必要ではないか？

←回答【委員長】

- ・通学路防犯カメラ設置は、東京都の補助事業として行っているもので、実施可能かどうかも含めて確認する。

3. 通学路の見守り（案）

事務局より、下表に基づき、見守り案を説明。

- ・有償で見守りを委託する「通学誘導員」は、登校時に3箇所へ配置
- ・下校時の見守りは低学年中心に行い、シルバー人材センターの見守りボランティアにお願いする。
- ・見守りの方法は、児童数により、定点立地、集団登下校に付き添いなどについて検討していく。

《通学区域変更後の通学路見守り（案）》 ※事務局より、たたき台として提示

交差点	登校時		下校時（※低学年中心）	
	現行	通学区域変更後の案 定点 or 付き添い	現行	通学区域変更後の案
①「IKEA立川」西側	—	通学誘導員 1名	—	シルバー人材センター 見守り ボランティア (定点 or 付き添い)
②「自治大学前」交差点	—	通学誘導員 2名	—	
③「裁判所前」交差点	—	—	—	
④「多摩都市モノレール 本社」角	—	通学誘導員 2名	—	
⑤「立川拘置所やすらぎ ガーデン」東側	PTA 旗振り 2名	PTA 旗振り 2名	—	

◎下校時の見守りについての意見

【C委員】

- ・シルバー人材センターの見守りボランティアは、緑町には少ないと認識している。それを当てにして良いのか？あくまで‘ボランティア’であり、住まいの近くで活動してもらうのが基本と考えている。ボランティアのいないところに、他地区から来てもらうのでは‘ボランティア’の意味合いがなくなってしまうのではないかと。

【B委員】

- ・緑町のボランティアは、拘置所職員宿舎に1名、トミンハイムに10数名で少ないのは事実
- ・ただ、一小の見守りボランティアの話になるが、隣接校制度により（北口の）曙町から地下道をくぐって通学している児童の下校に付き添っている事例もある。
- ・通学区域変更後は、柏町とトミンハイムのシルバー人材センター地域班の見守りボランティア会員に、今よりも少し南まで（緑町まで）見守ってほしいという相談はしているところ。

議事要旨

- ・十小のすぐ西側地域「砂川町1丁目」（西側地域が九小学区、東側地域が十小学区）の見守りボランティアは現在、九小児童を見守っている。その一部に、通学区域変更後の十小の見守りに加わってもらうことも検討している。
- ・緑町から十小に通う児童数がみえてきた時点で、シルバー人材センターの会員さんと相談していきたい。

【D 委員】

- ・見守り案を固める時期について

【委員長】

- ・30年度予算編成時期（29年9月に当初要求〆切）を踏まえ、29年7月を目途にある程度の案を作成する。
- ・指定校変更制度の希望調査（29年9月頃に判明）を踏まえ、配置人数など詳細な部分についても29年9～10月を目途に作成

【D 委員】

- ・通学区域変更後も意見吸い上げの機会を設けてほしい。
見守りを開始してから、調整が必要な部分も出てくると思うので。

4. 通学路沿い事業所等への協力依頼（報告）

【委員長】

- ・通学路となる周辺事業所に、今月（29年1月）、学務課長と第十小学校校長で協力依頼を行った。「出勤途中であれば、児童の安全確保に協力します」など好意的な反応が多かった。依頼先は下記のとおり。

IKEA 立川、セブンイレブン立川緑町店、東京電力多摩支店立川支社、オネット立川、自治大学校、国立国語研究所、東京地方裁判所立川支部、多摩都市モノレール本社、トミンハイム立川泉町、立川拘置所

・「こども 110 番の家」

泉町と緑町では現在、立川拘置所とトミンハイム立川泉町が「こども 110 番の家」となっている。事務局の青少年健全育成地区委員会に届け出を行えば、ステッカーをもらえる。周辺事業所にも、来年度（29年度）、「こども 110 番の家」への参加を呼びかけ、ステッカーの掲示がなされよう依頼していきたい。

【D 委員】

- ・事業所等の出入口近くに人がいることを確認したので、あとは、子どもたちにとって、駆け込み場所としての入りにくさを和らげてあげる必要がある。その点は、学校で啓発していく。

5. その他

・黄色い帽子

【委員長】

- ・現在、1年生は黄色い帽子をかぶっているが、学年が上がると着用していない児童が多い。安全啓発の意味で、1年生以外も着帽した方が望ましいと考えているがどうか？

【C委員】

- ・学校によって状況が違う。他の学校では、1年生以外も着帽している場合もある。

【D委員】

- ・通学区域変更で新たな通学路のできるタイミングは、1年生以外も着帽する良い機会だと考える。6年生までかぶっている学校もある。

⇒通学区域変更を機に、1年生以外も黄色い帽子をかぶる方向で調整していく。

6. 隣接校希望制度の受入停止校

【委員長】

(1) 指定校と隣接校の距離について

- ・通学区域変更により第十小学校が指定校となる緑町の集合住宅について、より通学距離の近い隣接校が存在する（一小・二小・四小）。
※集合住宅毎に、指定校より近い隣接校は異なる。
- ・そのうち、東京消防庁「緑町第一寮」以外の住宅は、第二小学校の方が第十小学校より近い。

(2) 一小と二小の隣接校受入停止

- ・（一小の隣接校受入を停止する理由）
柴崎町の子育て世代の増加、一小学区外からの隣接校希望児童の増加などの理由で、一小の児童数は増えており、今後4～5年増加が見込まれる。
- ・（二小の隣接校受入を停止する理由）
一小の隣接校受入停止により、二小学区の曙町から一小に通学していた児童が、学区通りの二小に通学することになる。隣接校受入を停止しないと、5～6年後には児童が2割強増加すると予測される。

(3) 通学区域変更後に隣接校希望申請できるのは、四小のみ

- ・結果、通学区域変更後の十小通学区で隣接校として希望できるのは、四小のみとなる。これについても、（指定校の十小より距離の近い）対象住宅は、災害医療センター職員宿舎（A棟・B棟）、東京都立川緑住宅のみで、学年で数名の見込み。

7. 今後のスケジュール

【委員長】

- ・2月11日（土）に市役所で、「通学区域変更説明会」を開催する。昨年6月に開催した保護者・地域向け説明会以降の検討状況について、報告する。

- ・当検討委員会
 - 28年度中は本日を区切りとしたい。29年度は、少なくとも1学期中に1回、2学期中に1回、開催したい。
- ・保護者・地域向け説明会
 - 来年（平成29年）11月を予定。平成30年度十小入学予定児童の保護者向けに開催
- ・通学誘導員、地域により見守り案の設計
 - 平成30年度予算編成前の29年7月くらいまでに設計（配置場所・人数・配置時間等）
- ・周辺事業所等への協力依頼
 - 平成29年度に、「こども110番の家」への登録を呼びかけ
- ・ハード面の安全対策
 - 28年度中に「できる」「できない」の整理
 - 29年4～6月くらいに具体的要件（場所・看板の文言）決定
 - 29年8月～30年2月に工事
- ・隣接校希望状況調査
 - 29年9月末くらいに結果判明